

2020年度（第56回） 岐阜県クラブ対抗 競技規定

- ◆主 催 一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟（GAG）
◆後 援 岐阜県・（公財）岐阜県スポーツ協会・岐阜新聞社・岐阜放送

競技日程 2020年 7月 3日（金）

会場 明智ゴルフ倶楽部 明智ゴルフ場（中・西・東コース）
〒509-7797 恵那市明智町吉良見字西山980-2
(TEL) 0573-54-3131

競技規則 （公財）日本ゴルフ協会ゴルフ規則及び本競技ローカルルールを適用する。

競技委員会の裁定 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄についてこの委員会の裁定は最終である。

競技方法 18ホール・ストロークプレー
本競技の参加者全員が正規のラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

競技の成立 悪天候による競技の中止により、チーム全員6名がホールアウトできなかった場合は、各コース最低1名（合計3名）のホールアウトをもって競技成立とする。
なおこの場合は、個人の部の表彰は行わない。

タイの決定 本競技は1チーム6名とし、5名の合計打数により順位を決定する。
合計打数が等しいチームが2つ以上あって順位が決定しないときは、次の順で順位を決定する。
① 同位チームの参加者全員の合計打数により順位を決定する。
② 同位チームのベストスコアの良い方を上位とする。
③ なお同打数の場合は順次各位のスコアの良い方より順位を決定する。
④ 上記で決定しない場合は、参加者全員の合計ストロークによるマッチング・スコアカードにより順位を決定する。マッチング・スコアカードの方法は、10番～18番の合計スコア、13番～18番の合計スコア、16番～18番の合計スコア、18番のスコア、4番～9番の合計スコア、7番～9番の合計スコア、9番の

スコアの順で決定する。それでも決定しない場合は、「委員会によるくじ引き」によって決定する。

使用クラブの規格

プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーはR & Aによって発行される最新の適合ドライバーヘッドラスト上に掲載されているクラブヘッド（モデルとロフトで識別される）を持つものでなければならない。このリストは定期的に更新され、RandA.orgで閲覧できる。
例外：1999年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこの規定から免除される。

この規定に違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格。

適合ドライバーヘッドラストに掲載されていないドライバーを持ち運んでいるだけで、そのドライバーでストロークを行っていないのであれば、この規定に基づく罰はない。

使用球の規格

ストロークを行う時に使用する球はR & Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。このリストは定期的に更新され、RandA.orgで閲覧できる。

この規定に違反して最新のリストに掲載されていない球でストロークを行ったことに対する罰：失格。

キャディー

規則10. 3aは次のように修正される：プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。

注：9番ホールから10番ホールへ向かう間、又は18番ホールから1番ホールへ向かう間のカート道路において、その交差する箇所については、補助要員がカートを操作することを認める。

規定の違反の罰：

プレーヤーはキャディーに援助してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間でおきたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

競技終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

参加資格

団体の部：1チーム6名【1クラブ1チームのみ参加できる】

個人の部：

① 60歳以上の部 2名

昭和35年（1960年）12月31日以前に誕生した者

- ② 50歳以上の部 2名
昭和45年（1970年）12月31日以前に誕生した者
③一般の部 2名
年齢制限なし

- 選手の資格
- (1) アマチュア資格を有すること
 - (2) 加盟倶楽部に6ヵ月以上所属する会員であること
 - (3) 前年度他の倶楽部の選手権保持者ではないこと。ただし、参加しない倶楽部の選手権保持者はこの限りでない。
 - (4) ジュニア及び学生・研修生ではないこと。ただし、大学院生は参加できる。
 - (5) 1選手が2チーム以上の選手として出場することはできない。

注：競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取消すことができる。なお、競技委員会はプレーヤーが次のいずれか一つにでも該当する場合（ただし、これらに限られない）、当該プレーヤーを出場に相応しくないプレーヤーと判断するものとする。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
- ②自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき。

申込締切日 **6月 1日（月）**
締切日の17時までに、（一社）岐阜県ゴルフ連盟必着のこと。

参加申込み 申込倶楽部は参加料を添えて申込むこと。

選手登録 **6月15日（月）**
締切日の17時までに、（一社）岐阜県ゴルフ連盟必着のこと。
GAG専用ホームページから登録するか、所定の様式に必要事項を記入の上、GAG事務局へ提出すること。

選手変更

選手変更は、競技前日の15時まで受け付ける。所定の選手変更届に必要事項を記入の上、GAG事務局まで提出すること。

ただし、選手の交替のみを認め、登録選手同士の『出場順位』(コース・スタート時間)の変更は認めない。又、一度登録から外れた選手は再登録できない。

申込み先

(一社) 岐阜県ゴルフ連盟 事務局
〒509-0146 各務原市鵜沼三ツ池町3-59 アーバンビル1階
(TEL) 058-370-2864

競技参加料

1チーム 44,000円 (表彰式・パーティー費用及び消費税)

◎「スポーツ振興基金」非参加クラブは、

1チーム 132,000円 (表彰式・パーティー費用及び消費税)

注：申込締切日以後の参加取消しの場合、参加料は返金しない。

当日の待遇

競技当日のプレー料金は連盟負担とする。その他は個人負担とする。

表彰

※競技終了後、表彰式を行いますので全選手参加のこと。

団体の部 優勝～5位

個人の部 各部門 1位～5位

※個人の部においてタイが生じた場合は、マッチング・スコアカード方式により決定する。マッチング・スコアカードの方法は、10番～18番の合計スコア、13番～18番の合計スコア、16番～18番の合計スコア、18番のスコア、4番～9番の合計スコア、7番～9番の合計スコア、9番のスコアの順で決定する。それでも決定しない場合は、「委員会によるくじ引き」によって決定する。

参加賞

選手全員にGAGオリジナルボール（2個）

指定練習日

6月15日（月）～7月1日（水）の平日の内1日間とする。

※ ただし、6月18日（木）・6月26日（金）は除く。

※指定練習日は、会員並待遇を受けることができる。

指定練習は、所属俱楽部から申込み予約すること。

※指定練習は参加俱楽部単位で（中・西・東）コース各1組を上限とする。費用は受益者負担が望ましい。

※指定練習日のキャンセルについては、キャンセル料が発生することがある。詳細は会場俱楽部に確認すること。

※練習ラウンドは1つの球でプレーすること。

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) バッグは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないこと。 なお、サブバッグの使用は禁止する。 (2) グリーンに著しく損傷を与えるシューズは、使用禁止とすることがある。 (3) ギャラリーは競技中コース内に入ることはできません。観戦は競技委員会が別途認めるホールのティーイングエリア周辺、又はパッティンググリーン周辺に限り認めます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> (1) 選手に対しアマチュア資格規則を逸脱した待遇を与えることのないようにし『帽子・スポーツシャツ及びボール1ダース以内とする。』との連盟よりの通達を厳守すること。余り華美にしないこと。 (2) 選手及び応援の各俱楽部関係者の飲食費は、受益者負担すること。
個人情報・肖像権に関する同意内容	<p>本選手権競技参加申込みにより、当連盟が取得する個人情報及び肖像権は、次の目的のみに利用することに予め同意承諾することを要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本選手権の参加資格審査。 (2) 本選手権の開催及び運営に関する業務。 これには選手権の開催に際し、選手権関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、所属(所属俱楽部、所属団体、学生の場合学校及び学年)、並びに選手権の競技結果の公表。 (3) 本選手権における競技結果の記録の保存、並びに選手権終了後において必要に応じ、そのうち(2)の記載の適宜による公表。 (4) 本選手権競技(競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む)に関して、広報(GAGホームページ・関係機関会報誌)のための公表。
服装規定	<p>参加者並びにギャラリーは、2020年度一般社団法人岐阜県ゴルフ連盟主催・主管競技 服装規定及び行動規範(いずれも別紙)を確認の上遵守すること。</p> <p>その他、会場俱楽部のドレスコード、利用約款に従うこと。服装規定に違反があった場合、初回は注意し着替えてもらうことが望ましい。注意の上なお改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでも競技参加者の参加資格を取消すことができる。</p>

以上

2020年度 一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟

主催・主管競技 服装規定

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟

競技委員会

一般社団法人岐阜県ゴルフ連盟が主催、主管する競技において、本規定を採用する。参加者は、それぞれゴルフ場・学校等団体の所属として競技に 参加しているという認識を持つこと。この規定は、競技当日のみならず、その競技に参加するために行う指定練習時にも適用する。

この規定に違反があった場合、初回は注意し着替えてもらうことが望ましい。**注意の上**なお改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでも競技参加者の参加資格を取り消すことができる。また注意があった場合、その内容を本委員会より所属俱楽部・学校等へ連絡することがある。参加者は、関係者がギャラリーとして観戦に来る場合、本規定を遵守の上で来場するよう注意しなければならない。

【来場時】

1. ハウス来場時には、必ず上着（スーツ・ブレザーなど）を着用のこと。〔但し酷暑期において、開催ゴルフ場が免除している場合を除く〕
2. 下記の1以上にあてはまる服装および履物での来場を禁止する。
Tシャツ（類似した襟のない服を含む）、ジーンズ、スウェット、ジャージ
サンダル（つっかけ含む）

【コース内・プレー中】

1. 安全上・健康上、プレー中は必ずキャップを着用すること。着帽をしない場合は、競技会への出場を禁止する。ハウス内では脱帽のこと。
2. 襟付きスポーツシャツまたはタートルネックシャツを着用すること。（Tシャツ等に類似した襟の無いもの、小さいものは不可。）
3. 下記の1以上にあてはまる服装については、会場俱楽部に確認のこと。
 - ・ 短パン着用時のハイソックス着用
 - ・ 袖なし服（ノースリーブ、タンクトップ）でのプレー
 - ・ アンダーウェア（機能性素材）の露出但し、アンダーウェアだけを着用しての来場およびプレーは不可。
4. 汗拭きタオルはカートに入れるか、バッグに掛けておくこと。首に巻く、肩に掛ける、腰に下げる、またはそれに類似する行為を行わないこと。
その他、会場俱楽部のドレスコードに従うこと。
※ ギャラリーも、本規定に従ってください。

2020年度 一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟 主催・主管・共催競技 行 動 規 範

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟
競技委員会

ゴルフ規則1. 2 bにより、一般社団法人岐阜県ゴルフ連盟（以下：連盟と称する）が主催、主管、共催し、一般社団法人岐阜県ゴルフ連盟競技委員会（以下：委員会と称する）が運営する競技における独自の基準として、本規範を採用する。

参加者は、それぞれ所属俱楽部等「団体の所属」として連盟競技に参加しているという認識を持つこと。この規範は競技当日のみならず、その競技に参加するために行う練習時にも適用する。

【重大な非行と判断するケース】

1. JGA発行オフィシャルガイド（1. 2 a／1）に明記されている「重大な非行とみなされる可能性が高いプレーヤーの行動」に1以上該当するような行動を取った場合。
2. 別途規定する服装規定を遵守せず、委員会からの是正指示にも従わなかった場合。
3. 受け入れられない行動を取ったと委員会が判断した場合
(受け入れられない行動の例)
 - ・ コースの保護をしなかったり、クラブやコースを乱暴に扱ったりする。
 - ・ 他のプレーヤー、レフェリー、ギャラリーへの失礼な態度や受け入れられない言動。
 - ・ 円滑な競技運営のための委員会の協力要請に対し合理的な理由もなく無視または拒否する。
 - ・ ローカルルールの注意事項に反する行動。
 - ・ 無届での競技会欠場、スコアカードの改ざんなど、ゴルファーとしてあるまじき行為。
4. その他、上記と同等の行為であると委員会が認めた場合。

全ての場合において、委員会は当該競技の競技委員長を含む委員会が、プレーヤー本人および他のプレーヤーからの意見聴取を行った後、事実認定を行う。

【罰の段階】

上記1. に該当すると委員会が判断した場合、失格とする。
それ以外の場合は最初の違反は「警告」とする。2回目以降の違反は「1打罰」「一般の罰」「失格」を段階として、委員会がその重度を判断し罰を課す。
警告を含めて罰を課されたプレーヤーに対しては、所属俱楽部（あるいは団体）を通じて、委員会より制裁を加えることがある。制裁の種類は「警告」「出場停止」とし、「出場停止」については〔委員会の定める一定期間〕〔委員会が認めるまでの間〕〔永久〕とする。

以 上